

令和 7 年 度

八代市議会総務委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|--------------------|----|
| 1. 6月定例会付託案件 | 2 |
| 1. 所管事務調査 | 27 |

令和 7 年 6 月 1 9 日（木曜日）

総務委員会会議録

令和7年6月19日 木曜日

午前10時00分開議

午後 0時08分開議（実時間117分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第42号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第2号（関係分）
1. 議案第45号・専決処分の報告及びその承認について（令和6年度八代市一般会計補正予算・第15号（関係分））
1. 議案第47号・専決処分の報告及びその承認について（令和6年度八代市一般会計補正予算・第16号）
1. 議案第50号・専決処分の報告及びその承認について（令和7年度八代市一般会計補正予算・第1号（関係分））
1. 議案第54号・あらたに生じた土地の確認について
1. 議案第55号・町区域の変更について
1. 議案第48号・専決処分の報告及びその承認について（八代市市税条例の一部を改正する条例）
1. 議案第59号・八代市市税条例の一部改正について
1. 議案第56号・八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
1. 議案第57号・八代市職員退職年金等支給条例等の一部を改正する条例の一部改正について
1. 議案第58号・八代市支所及び出張所設置条例の一部改正について
1. 議案第62号・八代市議会議員及び八代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
1. 発議案第3号・八代市花いっぱい条例の制定について

1. 陳情第5号・公共施設におけるキッズスペース設置について
1. 陳情第7号・八代市による財政説明会の開催について
1. 所管事務調査
 - ・行財政の運営に関する諸問題の調査
 - ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長	中村和美君
副委員長	谷川登君
委員	太田広則君
委員	高山正夫君
委員	野崎伸也君
委員	百田隆君
委員	山本敬晃君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者 君

○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長	松川由美君
財務部次長	角田浩二君
財政課長	草西亮介君
財政課長補佐	園田哲次君
市民税課長	窪田智昭君
資産税課長	草原清一君
財産経営課長	上村勝一君
市長公室	
国際課長	秋田大助君
人事課長	田中博之君
総務企画部	
千丁支所地域振興課長	村上修一君
泉支所長	松本康祐君
泉支所地域振興課長	岩田剛君

経済文化交流部

港湾・クルーズ振興課長 高 田 剛 志 君
部外局

選挙管理委員会事務局事務局長
(公平委員会事務局長併任) 橋 口 伸 一 君

○記録担当書記 右 田 理 絵 君

(午前10時00分 開会)

○委員長(中村和美君) 皆さん、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

なお、令和2年7月豪雨並びに企業誘致用地及び新八代駅周辺整備に関連する予算、事件、条例案等につきましては、特別委員会に付託となりますので、御承知お祈いします。

◎議案第42号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第2号(関係分)

○委員長(中村和美君) 最初に予算議案の審査に入ります。

議案第42号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第2号中、当委員会関係分を議題とし、歳入等及び歳出の第2款・総務費について、財務部から説明願います。

○財務部長(松川由美君) 皆様、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 財務部の松川でございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、本日の総務委員会に付託されました議案につきまして、まず予算議案であります議案第42号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第2号(関係分)につきまして、角田財務部次長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

たします。

○財務部次長(角田浩二君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 財務部の角田でございます。よろしくお願いいたします。それでは、着座にて御説明させていただきますと思います。よろしいでしょうか。

○委員長(中村和美君) はい、どうぞ。

○財務部次長(角田浩二君) それでは、議案第42号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第2号をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ6億8990万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれで780億2920万円としております。

また、第2条で繰越明許費の補正を、第3条で債務負担行為の補正を、第4条で地方債の補正をお願いしております。内容につきましては4ページをお願いいたします。

まず、第2表、繰越明許費補正でございます。款2・総務費の市庁舎施設整備事業(千丁支所)は、後ほど歳出で御説明をいたしますが、工期確保と工事に係る資材等の仕入れのため、年度内の事業完了が困難となることから、繰越明許費3億7000万円を設定するものでございます。

第3表、債務負担行為補正は、北新地海音保育園施設整備補助金で、園舎の改築に係る事業費の一部を助成するものであり、工期が令和7年度と令和8年度の2か年となることから、令和8年度の補助金額3569万1000円を限度額として設定するものでございます。

第4表、地方債補正は、まず、1、追加として、支所庁舎施設整備事業3億5150万円を追加し、限度額として設定するものです。

次に、2、変更として、上から児童福祉施設整備事業は、補正前の限度額680万円に4460万円を追加し、補正後の限度額を5140

万円に、次の道路整備事業は、補正前の限度額 13 億 4 5 2 0 万円に 1 1 2 0 万円を追加し、補正後の限度額を 13 億 5 6 4 0 万円としております。

なお、詳しい内容は、後ほど歳入の款 2 2 ・市債で御説明をいたします。

それでは、まず歳入を御説明をいたします。

9 ページをお願いいたします。

上段の表、款 1 1、項 1、目 1、節 1 ・地方交付税は、2 8 7 8 万 8 0 0 0 円を追加しております、今回の補正予算の一般財源でございます。

次の表、款 1 5 ・国庫支出金、項 2 ・国庫補助金、目 1 ・総務費国庫補助金、節 1 ・総務管理費補助金で、新しい地方経済・生活環境創生交付金 4 4 1 万 1 0 0 0 円を追加しております。これは、新しい地方経済・生活環境創生交付金の事業として、市民や事業者の利便性の向上のため、公開型 G I S を構築する経費に係る補助率 2 分の 1 の国庫支出金でございます。

次の目 2 ・民生費国庫金、節 1 ・社会福祉費補助金では、地域診療情報連携推進費補助金 1 5 5 万 1 0 0 0 円を追加しております。これは、マイナンバーカードを活用した医療費助成のオンライン資格確認について、国のシステムと市のシステムの情報連携を図るためのシステム改修経費に係る補助率 2 分の 1 の国庫支出金でございます。

節 2 ・児童福祉費補助金では、保育所等整備交付金 9 8 1 5 万 3 0 0 0 円を追加しております。これは、児童の安全確保及び保育環境の改善を図るため、園舎の耐震化及び老朽施設の整備を行う私立保育所等に対して、その経費の一部を助成する補助率 1 6 分の 1 1 の国庫支出金でございます。

次の目 5 ・土木費国庫補助金、節 1 ・道路橋梁費補助金では、道路維持事業交付金 1 1 2 2 万 5 0 0 0 円を追加しております。これは、防

災対策や道路維持管理に要する経費に対する補助率 2 分の 1 の国庫支出金で、国からの増額内示があったため、増額するものでございます。

1 0 ページをお願いいたします。

上段の表、款 1 6 ・県支出金、項 2 ・県補助金、目 4 ・農林水産業費県補助金、節 1 ・農業費補助金では、1 億 3 1 4 3 万 8 0 0 0 円を追加しております。

内訳としまして、説明欄 1 つ目の新規就農者育成総合対策事業補助金 1 6 5 0 万円と、2 つ目の新規就農者確保緊急円滑化対策事業補助金 7 5 0 万円は、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、経営開始時の資金の補助、経営発展に必要となる施設等の導入費用の一部を補助する補助率 1 0 分の 1 0 の県支出金でございます。

3 つ目の強い農業づくり総合支援交付金 6 7 0 0 万円は、地域農業において中心的な役割を果たしている農業者団体・農業法人による共同利用施設等を整備する経費の一部を補助する補助率 1 0 分の 1 0 の県の交付金です。

4 つ目、攻めの園芸緊急生産対策事業費補助金 3 3 9 7 万 4 0 0 0 円は、品質向上、生産性向上、コスト低減等に資する機械の導入に要する経費の一部を補助する補助率 1 0 分の 1 0 の県の補助金でございます。

5 つ目、園芸施設有効活用緊急支援事業費補助金 6 4 6 万 4 0 0 0 円は、遊休化ハウスの増加やハウスの整備費用の高騰により、中古ハウスを有効利用するための移設費や補修補強・仕様変更に要する経費の一部を補助する補助率 1 0 分の 1 0 の県の補助金でございます。

次に、下段の表、項 3 ・委託金、目 2 ・民生費委託金、節 2 ・生活保護費委託金では 6 3 万 4 0 0 0 円を追加しております。これは、厚生労働省が生活保護制度の運営のため、必要な基礎資料を得ることなどを目的として実施している社会保障生計調査の対象自治体に対する県の

委託金でございます。当市が対象自治体となりましたことから、補正を行うものでございます。

目6・教育費委託金、節1・中学校費委託金では40万円を追加しております。これは、道徳科における授業の充実及び道徳教育の質的転換を図ることを目的とした県の道徳教育研究推進校事業において、八代市立第二中学校が推進校の委託を受けましたことから、実践的研究や成果の普及に要する経費の補正を行うものでございます。

11ページをお願いいたします。

上段の表、款21・諸収入、項4、目5、節8・雑入で600万円を追加しております。これは、自治総合センターコミュニティ助成金で、コミュニティ活動に直接必要な自治会公民館等の設備整備に係る経費を助成するものであり、今回、川田町東町内会ほか2団体が対象となりましたことから、補正を行うものでございます。

款22、項1・市債で、上から目1・総務債、節1・総務管理債は3億5150万円を追加しております。これは、後ほど歳出で説明いたします千丁支所の施設整備に要する経費の一部に充てるもので、充当率95%の合併特例債でございます。

次に、目2・民生債、節2・児童福祉債は4460万円を追加しております。これは、先ほど国庫支出金で御説明をいたしました私立保育所施設整備事業に要する経費の一部に充てるもので、充当率100%の過疎債でございます。

次に、目6・土木債、節1・道路橋梁債は1120万円を追加しております。これは、先ほど国庫支出金で御説明をいたしました道路維持事業に要する経費の一部に充てるもので、充当率100%の過疎債でございます。

以上が歳入の説明でございます。

引き続き、歳出のうち総務費について御説明をいたします。

12ページをお願いいたします。

上段の表、款2・総務費、項1・総務管理費で、上から目1・一般管理費は台湾友好交流事業として312万3000円を追加しております。これは、本市と台湾新竹市が昨年9月に友好交流協定を締結したことから、協定締結1周年記念事業の一環として、新竹交響管楽団等3団体による文化公演や八代白百合学園高等学校吹奏楽部との合同演奏、市民参加による楽器や踊り等の体験交流を実施する経費でございます。

次の目4・財産管理費は、市庁舎施設整備事業（千丁支所）として3億7116万3000円を追加しております。これは、千丁支所の空調設備の老朽化により、庁舎内の天井裏の配管から水漏れや天井石膏ボードの落下などが発生しており、庁舎の安全確保などのため、空調設備の改修、併せて照明設備のLED化工事を行うものでございます。

次の目5・企画費の自治総合センターコミュニティ助成事業として600万円を追加しております。これは、自治総合センターのコミュニティ助成金を活用し、今回、川田町東町内会が空調設備を、豊原下町第2町内会が地域コミュニティ無線放送設備を、高田まちづくり協議会が地域イベントで使用するサウンドシステムを整備されるものでございます。

次の目6・情報推進費のデジタル化推進事業として882万2000円を追加しております。これは、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用し、内部システムや紙媒体で管理している都市計画、地下埋設物などの地理情報をインターネットに公開する公開型GISを構築し、市民や事業者の方々の利便性の向上を図るものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。ありませんか。

○委員（野崎伸也君） 台湾友好交流事業です

けれども、事業費の中に負担金というのが19万8000円というのがあったんですけども、こちら負担金というのはどういったところ、何か団体か何かあるんですか。

○国際課長（秋田大助君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）国際課の秋田でございます。

野崎委員お尋ねの負担金の件についてでございますが、今回のコンサート開催に当たりましては、台熊友好会という熊本県にございます組織団体が台湾側と八代市側の間に入って調整をいただいているところでございます。

今回の開催に当たりまして、この台熊友好会という団体からお声かけをいただいて、今回開催することになったものですが、台湾から楽団の方がこちらに来る渡航費、あと宿泊費などを負担金としてこの台熊友好会にお支払いするというものでございます。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（山本敬晃君） 関連して、台湾友好交流事業の開催日、これ予定ってなってますけど、これ変更とか何か可能性があるから予定ってことです。

○国際課長（秋田大助君） 山本委員お尋ねの開催日の件でございますが、今のところ9月27日土曜日の午後に実施する予定にしております。

当日は2部公演としておりまして、第1部が午後1時30分から、第2部が午後5時30分から実施する予定でございます。翌日、28日日曜日の午前中に、楽器や踊りの体験交流というのを予定しております、こちらのほうはまだ予定というところでございます。コンサート自体を開催することはもうほぼ確定、翌日の体験交流が今のところ予定というところで予定と記載させていただいているところです。

以上でございます。

○委員（山本敬晃君） 関連して、新竹市のほうからいらっしゃるということで、八代市のほうから新竹市のほうに行って、そういった記念事業というのもやっぱりあるんですか。

○国際課長（秋田大助君） 八代市から新竹市側に行く記念事業ということですが、令和7年度新竹市との友好交流協定1周年記念事業ということで、幾つか事業のほうを予定しております。

まず、1つ目が八代市民使節団を新竹市のほうに派遣する予定でございます。こちらは当初予算のほうに経費のほうは計上しておりますが、今のところ来年、年明け2月に派遣する予定としています。

また、時期は未定でございますが、新竹市からも訪問団のほう八代市に来られる予定でございます。

あと、9月に八代港セミナーを新竹市で開催するという予定でございます。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） いいですか。ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） 千丁支所の改修工事の関係なんですけれども、これ繰越明許費ということで設定されましたけれども、もう一回何で繰越明許費なのか、説明をもう一回お願いします。

○千丁支所地域振興課長（村上修一君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）千丁地域振興課の村上でございます。

今回の繰越明許費につきましては、予定工事としましては鏡支所を参考にさせていただきまして、8か月を予定をしております。ですので、今回は繰越明許費として計上させていただいたということでございます。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） 空調設備及び照明LE

D化改修工事ということで、かなり多くお金を使うと思うんですけども、その内訳って分かります。どっちが幾ら、どっちが幾らって話。

○千丁支所地域振興課長（村上修一君） まず、空調関係の機械設備につきましては、予定としましては2億2000万円を予定しております。あと電気設備のほうにつきましては1億5000万円を予定しております。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

部長にお聞きしたいんですけど、この庁舎の関係で、ほかにも計画がもうできているところとかってというのはあるんですか、ほかにも。LED化のやつは多分せんばんと思うんですけども、何か計画とかってあります、今後の。

○財務部長（松川由美君） LED化につきましては、ゼロカーボンやつしろ推進計画っていうのが市のほうで計画立てておりまして、そちらのほうで今のところ、支所とか庁舎ではないですけども、新しく建てる場所についてはLED化とかは検討していきましょうというところでは決まってはいるところがございます。具体的に、その支所だったりとか公共施設について、ここをどんどん計画的にしていってというのは、今のところはなかったと記憶しております。

○委員（野崎伸也君） てことは、今既存の施設については、もうLED化が完了してるってことでよろしいんですか。

○財務部長（松川由美君） 今年度の当初予算で調査をする経費を、（委員野崎伸也君「はい、ありました」と呼ぶ）はい、予算化しております。それでどれくらいお金がかかるかというようなのをしております。

国のほうで、一応2030年度までにある程度しなさいということで、蛍光灯がなくなるとか、そういうのがありますものですから、その

辺りも加味しまして、いつまでにどういうふうにしたらいいかということで、財政面のことも考えないといけませんので、調査を今年度して、それから計画立てていくというところで今おります。

以上です。

○委員（野崎伸也君） かなり高額な金額がかかると思うんですけど、財政的に大丈夫なんですか。大丈夫ですか。大丈夫ですよ。計画的にやられるということなんで。

○財務部長（松川由美君） 大丈夫かと言われると、お尋ねいただきますと、大丈夫なように計画立ててまいります。

○委員（野崎伸也君） よろしくをお願いします。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（太田広則君） 関連して、そもそもの話を確認したいんですが、老朽化っていうことで千丁支所自体が築何年なのかっていうのが1つ。それから、空調設備、なんか過去にあったような気がするんで、初めての空調設備のあれなのかというのを、この2点ちょっと確認させてください。

○千丁支所地域振興課長（村上修一君） 今の太田委員さんからの御質問で築何年かということと、あと大規模修繕、いつやったかということ、2点だったと思いますけれども、築今31年でございます。あと、空調設備の大規模修繕につきましては、平成27年に一度改修工事を行っております。

以上でございます。

○委員（太田広則君） その平成27年のが今回故障したというふうに捉えていいんですか。2015年やな、10年物。

○千丁支所地域振興課長（村上修一君） 平成27年度に修繕したものについても、同じく壊れているというところでございます。

○委員（太田広則君） 分かりました。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○千丁支所地域振興課長（村上修一君） 先ほど空調設備のそれぞれの工事の費用について、間違っておりましたので、ここで修正をさせていただきます。

先ほど、空調設備の修繕費につきましては、2億円と申しましたが、正確には2億2000万円でした。あと電気設備工事につきましては、先ほど1億7000万円と申しましたが、正確には1億5000万円でした。訂正いたします。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（谷川 登君） 先ほど、千丁支所のお話の中で、熱中症とか職員の健康を考えると、早期にですね、仕事がスムーズにできるようなクーラーの早めの工事といえますか、整備というか、環境をですね、熱中症にかからないような設備をしながら業務に当たっていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第42号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第2号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号・専決処分の報告及びその承認について（令和6年度八代市一般会計補正予算・第15号（関係分））

○委員長（中村和美君） 次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第45号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第15号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○財務部長（松川由美君） それでは、続きまして事件議案でございます。

専決処分の報告及びその承認につきまして、本6月定例会では、予算関係で3議案提案しております。

まず、予算関係では、議案第45号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第15号（関係分）に係る専決処分について、それから、議案第47号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第16号に係る専決処分について、議案第50号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第1号（関係分）に係る専決処分について、以上3議案を角田財務部次長が説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○財務部次長（角田浩二君） 財務部の角田でございます。引き続きよろしくお願いいたします。それでは、着座にて説明させていただきますと思います。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○財務部次長（角田浩二君） それでは、議案書1ページをお願いいたします。

議案第45号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

2ページをお願いいたします。

専決第2号として、令和6年度八代市一般会計補正予算・第15号を専決処分したものでございます。これは、介護事業者による非常用発電設備の設置に対し補助を行う地域介護・福祉空間整備等交付金事業について、3月17日に国からの補助内示に伴う事業が確定したこと、また地域農業を支える老朽化した共同利用施設の集約等の取組に対して支援を行う新基本計画

実装・農業構造転換支援事業について、3月19日付で県の事業内示があったことから、3月26日付で専決処分をしたものでございます。

5ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ14億2039万5000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ782億4729万5000円としております。

また、第2条では、繰越明許費の補正を設定しております。

内容は次の6ページ下段を御覧ください。

第2表、繰越明許費補正でございます。今回、補正で計上しました地域介護・福祉空間整備等交付金事業及び新基本計画実装・農業構造転換支援事業につきましては、両事業とも令和6年度内の完了が困難なことから、全額繰越明許費を設定したものでございます。

それでは、総務委員会付託分について御説明をいたします。歳入のみとなります。

10ページをお願いいたします。上段の歳入を御覧ください。

款15・国庫支出金、項2・国庫補助金、目2・民生費国庫補助金、節1・社会福祉費補助金で、4621万5000円を追加しております。これは、先ほど申し上げました地域介護・福祉空間整備等交付金事業に係る国庫支出金で、補助率は10分の10でございます。

款16・県支出金、項2・県補助金、目4・農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金で、13億7418万円を追加しております。これは、先ほど申し上げました新基本計画実装・農業構造転換支援事業に係る県支出金で、補助率は10分の10でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第45号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第15号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は承認されました。

◎議案第47号・専決処分の報告及びその承認について（令和6年度八代市一般会計補正予算・第16号）

○委員長（中村和美君） 次に、議案第47号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第16号に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○財務部次長（角田浩二君） 財務部角田でございます。引き続きよろしくをお願いいたします。それでは、着座にて御説明をさせていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○財務部次長（角田浩二君） それでは、議案書の25ページをお願いいたします。

議案第47号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

26ページをお願いいたします。

専決第4号として、令和6年度八代市一般会計補正予算・第16号を専決処分したものです。

29ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の総額でございますが、今回は歳入歳出予算の組替えを計上しており、補正後の総額の変更はございません。

次に、第2条では、繰越明許費の補正を設定

しております。

内容は30ページ下段の表を御覧ください。

第2表、繰越明許費補正でございます。排水機場維持管理事業につきましては、八代南部排水機場1号ポンプの点検において、点検に使用する資材の調達に長期間を要し、令和6年度内の完了が困難となったことから、308万円を繰越明許費として設定したものでございます。

29ページをお願いいたします。

第3条では、地方債の補正をお願いしております。

内容につきましては31ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。コミュニティセンター施設整備事業は、補正前の限度額1900万円に250万円を追加し、補正後の限度額を2150万円としております。

児童福祉施設整備事業は、補正前の限度額5370万円に40万円を追加し、補正後の限度額を5410万円としております。

衛生処理センター解体事業は、補正前の限度額1億3180万円に2470万円を追加し、補正後の限度額を1億5650万円としております。

港湾整備事業は、補正前の限度額2億1600万円に450万円を追加し、補正後の限度額を2億2050万円としております。

なお、詳しい内容は、後ほど歳入の款22・市債で御説明をいたします。

それでは、総務委員会付託分につきまして、まず歳入について御説明をいたします。

35ページをお願いいたします。

上段の表、款9、項1、目1、節1・環境性能割交付金で798万5000円を減額しております。これは、歳入予算の組替えにおける一般財源でございます。

中段の表、款15・国庫支出金、項2・国庫補助金、目3・衛生費国庫補助金、節2・生活

環境費補助金で、2411万5000円を減額しております。これは、衛生処理センター解体事業において、補助対象外経費が一部発生したことによるものです。

下段の表、款22、項1・市債、目1・総務債、節1・総務管理債を250万円増額しております。これは、当初予算において、起債対象外としていたコミュニティセンターの用地建物調査が起債対象にできることが分かったため、市債を増額したものでございます。

2段目の目2・民生債、節2・児童福祉債を40万円増額しております。これは、私立保育所施設整備事業において、年度途中で私立保育所整備への交付基準額が引き上げられたことにより事業費が増額したため、市債を増額したものです。

3段目、目3・衛生債、節2・生活環境債を2470万円増額しております。これは、先ほど国庫支出金で申し上げました衛生処理センター解体事業において、補助対象外経費が一部発生したことによる国庫支出金の減額に伴い、市債を増額したものです。

最後に、目6・土木債、節3・港湾債を450万円増額しております。これは、八代港県営事業負担金事業の一部において、補正予算債の活用により起債充当率が90%から100%に引き上がったこと、港湾施設改修事業において、鏡港しゅんせつ工事の土砂捨場変更により事業費が増加したため、市債を増額したものです。

引き続き、歳出について御説明をいたします。

36ページをお願いいたします。

上段の表、歳出、款2・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費で8540万円を追加しております。これは、ふるさと納税事業において、令和6年度3月補正見込み時より、返礼品に係る経費が上昇したことなどから、経費不足を補正するものでございます。

下段の表の歳出、款12・諸支出金、項1・

基金費、目４・ふるさと八代元気づくり応援基金費では８５４０万円を減額しております。この基金は、ふるさと納税寄附額から返礼品等の経費を差し引いた額を積み立てておりますが、先ほど御説明いたしましたふるさと納税事業において、経費が当初見込みを上回ったため、基金積立額を減額補正するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（高山正夫君） ３５ページの国庫支出金２４１１万５０００円か、これが減額になった、なんか対象外ということですが、対象外っていうのはどういう内容ですか。

○財政課長補佐（園田哲次君） 財政課の園田です。

衛生処理センターの解体に係る補助対象外経費ということで、衛生処理センターの中に、たまっているし尿を一度抜く作業が必要になりますけども、それを抜く作業等処理費を当初は補助対象経費で見ていたんですが、それが協議の中で補助対象外となったということで、その分の補助が減額されたということです。

以上です。

○委員（高山正夫君） その対象外にするのは、国の審査あたりがあるっちゃう話ですか。

○財政課長補佐（園田哲次君） 事前に、多分前年度に補助の要望を出されてるところでは協議されてたと思うんですけども、実際当該年度での審査の中で、やはりそこが外れてしまったということで、財源としては当初から国費を見込んでいたものですから、こちらとしましても、実際作業としてはやる必要がございますので、起債として振り替えたという内容になります。

○委員長（中村和美君） いいですか。ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第４７号・令和６年度八代市一般会計補正予算・第１６号に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は承認されました。

◎議案第５０号・専決処分の報告及びその承認について（令和７年度八代市一般会計補正予算・第１号（関係分））

○委員長（中村和美君） 次に、議案第５０号・令和７年度八代市一般会計補正予算・第１号中、当委員会に関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○財務部次長（角田浩二君） 財務部角田でございます。引き続きよろしくお願いいたします。着座にて御説明をさせていただきます。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○財務部次長（角田浩二君） それでは、議案書の５１ページをお願いいたします。

議案第５０号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

５２ページをお願いいたします。

専決第７号として、令和７年度八代市一般会計補正予算・第１号を専決処分したものです。これは、八代南部排水機場の２号ポンプ及び砥原排水機場の２号エンジンが故障したことにより運転不能となったため、復旧に要する経費について、４月２８日付で専決処分したものでございます。

５５ページをお願いいたします。

第１条の歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ３億６１９０万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれで７７３億３９３０万円としております。

第２条では、繰越明許費を設定しております。内容は５７ページ上段を御覧ください。

第２表、繰越明許費でございます。今回補正で計上いたしました土地改良施設突発事故復旧事業のうち、八代南部排水機場につきましては、交換することが想定される部品の納期が最大１４か月程度となっており、令和７年度内の完了が困難なことから、全額繰越明許費を設定したものでございます。

５５ページの第３条で地方債の補正をお願いしております。

内容につきましては５７ページをお願いいたします。

第３表、地方債補正でございます。表中の土地改良事業は、補正前の限度額７３１０万円に７８１０万円を追加し、補正後の限度額を１億５１２０万円としております。

それでは、総務委員会付託分につきまして御説明をいたします。歳入のみとなります。

６１ページをお願いいたします。

上段の表、款１１、項１、目１、節１・地方交付税では８７５万６０００円を追加しております。今回の補正予算の一般財源でございます。

中段の表、款１６・県支出金、項２・県補助金、目４・農林水産業費県補助金、節１・農業費補助金で、土地改良施設突発事故復旧事業補助金２億７５０４万４０００円を追加しております。これは、土地改良施設突発事故復旧事業における八代南部排水機場２号ポンプ及び砥原排水機場の２号エンジンの復旧経費の一部を補助する県の補助金で、補助率は１０分の７．６でございます。

下段の表、款２２、項１・市債、目４・農林

水産業債、節１・農業債で７８１０万円を追加しております。こちらも土地改良施設突発事故復旧事業の経費に充てるもので、充当率９０％の公共事業等債でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第５０号・令和７年度八代市一般会計補正予算・第１号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は承認されました。

執行部入替えのため小会します。

（午前１０時４５分 小会）

（午前１０時４６分 本会）

◎議案第５４号・あらたに生じた土地の確認について

◎議案第５５号・町区域の変更について

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、議案第５４号・あらたに生じた土地の確認について及び議案第５５号・町区域の変更については関連がありますので、本２件を一括議題とし、説明を求め、採決については個々に行うことといたします。

それでは、本２件について一括して説明を求めます。

○港湾・クルーズ振興課長（高田剛志君） 皆

さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）港湾・クルーズ振興課、高田でございます。失礼ながら着座にて説明させていただきます。

議案第54号、第55号につきましては、関連した議案であることから、一括して説明を行わせていただきます。

議案書85ページをお開きください。

議案第54号のあらたに生じた土地の確認については、国土交通省九州整備局が施工した八代港公有水面埋立てが令和7年3月21日に竣功したことにより、本市区域内に新たに土地が生じたため、地方自治法第9条の5第1項の規定により、確認を行うものであります。

新たに生じた土地は、八代市港町273番地、274番地、275番地及び276番地先の公有水面であり、面積が21万9463.38平方メートルの土地であります。

場所につきましては、次のページ、86ページの位置図を御覧いただければと思います。

エコイトやつしろの西側に位置し、中央部分の赤色で示している部分が今回新たに生じた土地であり、用地の内容といたしましては、製造業用地の19万4275.79平方メートル、道路用地の2万5187.59平方メートルでございます。

続きまして、次のページ、87ページの議案第55号・町区域の変更については、新たに生じた土地を地方自治法第260条第1項の規定により港町に編入するため、町区域を変更するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（野崎伸也君） 議案第54号の件なんですけれども、これは、これ使えるようになる

にはどういった手続というか、今からどういった何かを踏んでいって、いつ頃に使えるようになるのかとかってというのは分かりますか。

○港湾・クルーズ振興課長（高田剛志君） 今回新たに生じた土地というのは、国の埋立ての土地を県のほうに今後移譲して土地として販売するような手続になります。

今年度におきましては、国のほうから県のほうに土地を移譲する譲渡の契約、また登記を行いまして、道路などの設計を行う予定と聞いております。

その後、県のほうで造成工事などを行いまして、分譲時期といたしましては、令和8年度以降になると聞いているところでございます。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） いいですか。ほかありませんか。

○委員（太田広則君） せっかくですから、ちょっと確認とききます。

たしか岩盤調査がずっとこの埋立地はあったかと思います。それで、結局岩盤調査が終わったというふうな考え方でよかでしょうか。

○港湾・クルーズ振興課長（高田剛志君） エコイトやつしろ等で岩盤調査を行っていて、弱いというのは今回聞いているところでございます。

今回の新たに生じた土地については、まだ岩盤調査というのはまだ行っていないところでございますので、そのデータを基に、大分しゅんせつする時間もかかっていることから、固くはなっているものの、まだまだ弱いところもございまして、今後県が造成工事を行う中で、そういう強くしたりだとか、そういう工事が行われるものだと思っております。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（太田広則君） はい、分かりました。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第54号・あらたに生じた土地の確認については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

次に、議案第55号・町区域の変更については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

執行部入替えのため小会します。

（午前10時52分 小会）

（午前10時52分 本会）

◎議案第48号・専決処分の報告及びその承認について（八代市市税条例の一部を改正する条例）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、議案第48号・八代市市税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○市民税課長（窪田智昭君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民税課の窪田です。よろしくお願いいたします。

議案第48号・専決処分の報告及び承認についてでございます。内容につきましては、着座にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○市民税課長（窪田智昭君） それでは、議案書の39ページをお開きください。

初めに提案理由です。専決処分した事件については、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要があることから提案するものでございます。

40ページをお願いいたします。

専決第5号、専決処分書でございます。内容は、八代市市税条例の一部を改正する条例でございます。条例改正の内容は、41ページから45ページとなっておりますが、改正の主なものにつきましては、さきにお配りしております右上に令和7年6月19日、総務委員会、議案第48号、市民税課・資産税課と書いてあります資料で説明させていただきます。

まず、資料1ページの1、改正の趣旨といたしましては、令和7年度税制改正を含む地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

専決の理由といたしましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）は、令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日から施行されるものがあるため、令和7年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

次に、2、改正の主な概要について、市民税課所管分については、私のほうから説明を行い、資産税課所管分については、草原資産税課長から説明いたします。

それでは、市民税課所管の改正点について説明させていただきます。改正につきましては、主に3点となります。

まず、1点目が個人住民税の控除額の見直しについてでございます。令和8年度課税分の個人住民税から大学生年代の子供等に関する特別控除——特定親族特別控除が創設されます。

従来は、特定扶養控除として45万円の控除を受けられるのは、扶養親族の年間合計所得が48万円、給与収入に直しますと103万円以下の要件があり、扶養親族の給与収入が103

万円を超えると段階を経ずに、その扶養者の控除がなくなるため、学生アルバイト等の扶養親族の多くは103万円を超えないように就業調整していたのが現状でございました。

新設される特定親族特別控除では、19歳から23歳の扶養親族の合計所得金額が58万円、給与収入の場合123万円を超えたとしても、下表のとおり段階的に控除を受けることが可能となります。

この新制度の導入に併せて行われる給与所得控除の改定、令和7年度までは55万円、令和8年度からは10万円上がって65万円となります。この給与所得控除の改定により、19歳から23歳の扶養親族を持つ扶養者は、扶養親族の給与収入が160万円までは45万円の所得控除が受けられ、160万円を超えても188万円までは段階的に所得控除が受けられます。扶養親族が給与収入を得ても、扶養者の税負担が急増することを防ぎ、就業調整の必要性が緩和されることが期待されております。

施行日は、令和8年1月1日で、令和8年度の個人住民税からの適用となります。

次に2点目が、資料1ページの中頃、軽自動車関係の一部改正です。現行の50cc原付バイクが令和7年11月の排ガス規制の適合が困難であることを理由として、今後の生産・販売の継続が困難となる状況にあります。

そこで、新たに登場する総排気量125cc以下で最高出力を4.0キロワット、現行の50ccバイク相当以下に制御したバイク（新基準原付バイク）に係る軽自動車税種別割の税率を現行の原付1種（50ccバイク）と同額の年額2000円と改定いたします。

施行日は、令和7年4月1日で、令和7年度の軽自動車税からの適用となります。

次に3点目が、資料1ページの下段のたばこ税関係でございます。加熱式たばこの税率を引き上げ、紙巻きたばこと税負担の差を解消いた

します。

加熱式たばこの課税方法について、重量のみに応じて紙巻きたばこに換算する方法とするほか、一定の重量以下のものは紙巻きたばこ1本として課税する仕組みとなります。

なお、参考までに今回の改正により、銘柄によつては異なるんですが、1箱当たり40円から90円の引上げになる見込みとなっております。

施行日は、令和8年4月1日となります。

市民税課所管の改正については、以上でございます。

○資産税課長（草原清一君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）資産税課、草原でございます。よろしくお願いいたします。

引き続き、資産税課所管分の改正内容について、着座にて説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○資産税課長（草原清一君） 資料は2ページと3ページになります。

固定資産税に関する主な改正は、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例措置の延長でございまして、令和7年4月1日施行となっております。

これは、令和2年7月豪雨の発災から4年経過し、令和6年度末で関連税制措置の適用期限を迎えたことから、令和7年度地方税制改正により延長されたもので、被災住宅用地特例、被災代替家屋特例、被災代替償却資産特例について、適用期限等をそれぞれ令和8年度まで2年間延長するものでございます。

特例措置の概要につきましては、次のとおりでございます。

まず、1点目の被災住宅用地に係る課税標準の特例措置でございしますが、図1と併せて御覧ください。この特例措置は、令和2年7月豪雨により、住宅が滅失・損壊し、その住宅の敷地

となっていた土地に住宅が建設されていなくても、市町村長が認める場合、引き続き住宅用地とみなして住宅用地の課税標準の特例を適用するものでございまして、今回この適用期限を令和8年度まで2年間延長するものでございます。

なお、住宅用地の課税標準の特例につきましては、記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、2点目の被災代替家屋に係る税額の減額特例措置でありますが、図2と併せて御覧ください。この特例措置は、震災等により滅失・損壊した家屋に代わる家屋を取得または改築した場合、その取得または改築した家屋の税額のうち、被災家屋の床面積相当分について、翌年から4年度分に限り、2分の1に減額するものでございまして、今回この取得等の期限を令和9年3月31日まで2年間延長するものでございます。

最後に、3点目の被災代替償却資産に係る課税標準の特例措置でありますが、図3と併せて御覧ください。この特例措置は、震災等により滅失・損壊した償却資産に代わる償却資産を新たに取得または改良した場合、その取得または改良した償却資産に係る固定資産税の課税標準額を翌年から4年度分に限り2分の1の額とするものでございまして、今回この取得等の期限を令和9年3月31日まで2年間延長するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（高山正夫君） 個人住民税の控除対象者ですけど、特別、大学生年代の子らに関する、大学生年代ちゅうのは普通22歳ぐらいですよ、卒業する。そこはどうなんでしょう。

○市民税課長（窪田智昭君） 大学生年代ということで、一応御説明させていただきましたが、19歳から23歳の扶養親族という形になります。そこに当てはまっていれば大学生で限定ということではないです。あくまでもその年齢、世代的に19歳から23歳までのいわゆる大学生や扶養されている方、主としてアルバイトとか——、今回昨年度ぐらいから103万円の壁というところで、国のほうで各政党さんのほうでいろんな案が出されて、その中で今回出てきたというか、与党自民党側であったのが、今まで103万円の壁って言われていました。この103万円の壁があまりにも低過ぎるんじゃないかと、ずっと変わってないんじゃないかというところで、物価上昇に合わせて20万円上乘せしますよというところでの123万円の給与収入に合わせてなったと。

これに併せて、今までは特定扶養親族にはなかった分で、配偶者にはあったんですね、配偶者特別控除というのがあって、通常103万円、現行で言えば103万円を超えた部分については、扶養とは別個に税制の控除は受けられますよというところだったんですが、これを大学生年代、19歳から23歳までの扶養親族の方にも当てはめてきたっていうところが今回の改正の主な改正点ということになります。

以上になります。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（山本敬晃君） 今関連して、大学生年代、23歳までということであれば、もう大学院生とか、あとはなんか浪人された大学生さんとかはもうその年齢超えたら、もうそれは含まないと。

○市民税課長（窪田智昭君） そうですね、あくまでも年齢で、一概に大学生年代というふうには国が説明してるんで使ったんですが、あくまでも19歳から23歳までの扶養親族の方で形でのところにはなります。

以上になります。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（高山正夫君） 参考までにお聞きします。たばこ税関係ですけど、これは加熱式のみということよろしいですか。

○市民税課長（窪田智昭君） 今回の改正は、加熱式たばこの税率が紙巻きたばこに比べて低いというところで、この加熱式たばこを紙巻きたばこのほうの税率まで合わせる。これで銘柄、差違をなくすっていう形になります。

ただし、国のほうはこの後に、これが終わった後になるんですが、1本当たり0.5円ずつまた3年間にわたって値上げを、税率を上げるということを出しておりますので、ここで終わらずにまた徐々にたばこ税については上がっていくだろうというところで、うちのほうも推計されております。

以上になります。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（高山正夫君） 分かりました。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第48号・八代市市税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は承認されました。

◎議案第59号・八代市市税条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 次に、条例議案の審査に入ります。

まず、議案第59号・八代市市税条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○市民税課長（窪田智昭君） 市民税課の窪田です。引き続きよろしくお願いいたします。

議案第59号・八代市市税条例の一部改正についてでございます。内容につきましては、着座にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○市民税課長（窪田智昭君） 議案書の99ページをお開きください。

初めに提案理由です。熊本県税条例の一部改正に準じ、本市における身体障害者に対する軽自動車税種別割の減免の対象を拡大するために、条例の改正が必要であることから提案するものでございます。

100ページをお願いいたします。

八代市市税条例の一部を改正する条例の改正部分を提示しておりますが、改正の内容につきましては、さきにお配りしております右上に令和7年6月19日、総務委員会、議案第59号、市民税課と書いてあります一枚物の資料で説明させていただきます。

まず、1、改正の趣旨といたしましては、自動車税種別割の減免において、熊本県税条例第109条（種別割の減免）一部改正（令和7年2月定例会、第62号、3月19日可決）により、車検証の名義が生計を一にする家族の場合も対象とすることに伴い、八代市市税条例も同様に一部改正し、軽自動車税の種別割の減免においても同様の取扱いをするための改正になります。

次に、改正の主な概要は、八代市市税条例（平成17年八代市条例第256号）第90条（身体障害者等に対する種別割の減免）（1）において、原則本人所有に限定していたものを

当該身体障害者等と生計を一にする者が所有の場合も対象になるように拡充いたします。

従来は、身体障害者で18歳以上の方については、本人名義の軽自動車のみが減免対象であったものが本人と生計を一にする家族名義の軽自動車も対象になります。これにより、普通自動車と軽自動車での減免対象者での差異はなくなります。

施行日は、令和8年4月1日で、令和8年度の軽自動車税から適用予定としております。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（野崎伸也君） 説明でこれまでは普通自動車のほうは、今回の改正みたいなやつで、もうあったということなんですね。軽自動車のほうが今度それば追加されたということで。

○市民税課長（窪田智昭君） 県税条例のほうでも、これまでは市は全く一緒でございました。今回の県税条例の改正によって、18歳以上の身体障害者の方に関しても、今までは本人名義の車検証だけが減免対象であったものが今回改正によって、18歳以上の方でも同一生計であれば認めるって形になっておりますので、これに合わせて市税条例のほうの軽自動車も減免の対象を拡大すると。

拡大することで普通自動車から軽自動車に乗り換えても、軽自動車から普通自動車に乗り換えたとしても、同じ減免ということになるということになります。

以上になります。

○委員（野崎伸也君） 以前は軽自動車のほうはなかったっちゃうことですね。（「いやいや」と呼ぶ者あり）あったの。

○市民税課長（窪田智昭君） 以前なんですけど、18歳以上であれば本人の名義のものだけが対象。ここだけがですね、ほかの知的障害者であ

ったりとか、精神障害をお持ちの方に関しては、同一生計者が所有でも減免対象になってたんですが、身体障害者のみが18歳以上の場合であれば本人が所有しているものに限られておりました。これは県税のほうも市税も同じです。

今回の改正で、これが18歳以上であっても同一生計者が所有している軽自動車でもお認めしますよという拡大になります。

すみません、説明が悪くて御理解いただけませんでしょうか。

○委員（野崎伸也君） よろしいです。

○委員長（中村和美君） いいですか。

ほかありませんか。

○委員（百田 隆君） 身体障害者の改正ですが、大変いいということだと思います。改正前と改正後、件数的にはどのぐらい違うんですか。

○市民税課長（窪田智昭君） 金額に直しますと、すみません、件数からがいいですね、これ県のほうの割合から算出をしまして、大体10件から30件程度ぐらいが対象になるかと思われます。金額に直しますと、約10万円から25万円程度の減免額の増になるかというふうに推計しております。

○委員（百田 隆君） はい、分かりました。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第59号・八代市市税条例の一部改正については、原案どおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため小会します。

(午前 11 時 14 分 小会)

(午前 11 時 15 分 本会)

◎議案第 56 号・八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、議案第 56 号・八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長（田中博之君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）人事課の田中でございます。

それでは、議案第 56 号・八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について説明をさせていただきたいと思います。着座にて失礼いたします。

○委員長（中村和美君） はい。

○人事課長（田中博之君） 議案書は 89 ページでございます。

説明は、右肩に議案第 56 号関係資料と記載のある資料を用いて説明をさせていただきます。

まず、1、改正の趣旨でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、職員の仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、所要の措置を講じるに当たり、必要な改正を行うものでございます。

次に、2、改正の概要でございますが、（1）第 1 条関係、八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例については、主に 2 つ改正を行います。

1 つ目は、①妊娠、出産等の申出をした職員に対する意向確認等を新たに規定するものでございます。この内容につきましては、本人または配偶者の妊娠、出産等の申出をした職員に対し、制度の情報提供、意向確認等を行うこととしております。

2 つ目は、②3 歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等について、新たに規定するものでございます。この内容につきましては、3 歳に満たない子を養育する職員に対し、制度の情報提供、意向確認等を行うこととしております。

次に、（2）第 2 条関係、八代市職員の育児休業等に関する条例については、部分休業制度の拡充に伴う改正を行うものでございます。

現行の部分休業については、小学校就学前の子を養育する職員を対象として、1 日につき 2 時間の範囲内の時間を勤務しないことができます。

改正後においては、この形態に加え、新たに 1 年につき 10 日相当の範囲内の形態を設けることとし、職員はいずれかの形態を選択することが可能となります。

従来のものを第 1 号部分休業、新たに設けられたものを第 2 号部分休業として区分し、配偶者の入院など特別の事情がある場合は変更が可能となっております。

次に、（3）第 3 条関係、八代市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例については、先ほど申し上げましたように、新たに 1 年につき 10 日相当の範囲内の形態を設けることとした第 2 号部分休業の新設に伴い、1 日の勤務時間の全部を勤務しないことができることとなるため、部分休業の定義に係る字句のうち、「勤務時間の一部」を「勤務時間の全部または一部」に改めるなど、字句の整理等を行うものでございます。

また、（4）第 4 条関係、八代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例についても同様でございます。

次に、（5）附則第 4 項関係、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例については、八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴い、引用条項の整理を行

うものでございます。

最後に、施行期日につきましては、令和7年10月1日としております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第56号・八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号・八代市職員退職年金等支給条例等の一部を改正する条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 次に、議案第57号・八代市職員退職年金等支給条例等の一部を改正する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長（田中博之君） 引き続き、議案第57号・八代市職員退職年金等支給条例等の一部を改正する条例の一部改正について説明をいたします。

失礼して、着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○人事課長（田中博之君） 議案書は95ページから、説明のほうは、右肩に議案第57号関係資料と記載しております資料を用いて説明さ

せていただきます。

それでは、1、改正の趣旨を御覧ください。今回改正を行う八代市職員退職年金等支給条例は、昭和30年3月に施行され、退職した職員、またはその遺族に支給する年金等について定めております。

昭和37年12月1日に地方公務員等共済組合法が施行されたため、同日以降の退職者等については、同法に基づく制度に移行しておりますが、同年11月30日以前の退職者等には、本条例により退職年金等を支給しているところでございます。

今回、国民年金の年金額改定を受け、恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部が改正され、恩給改定率が改定されましたことから、恩給年額に準じて支給しております退職年金等の額を改定するものでございます。

次に、主な改正内容を御覧ください。主な改正点は、令和7年4月分以降における退職年金及び遺族年金の最低保障額を昨年度から約1.9%引き上げるものでございます。

最後に、本条例の施行日は公布の日としており、令和7年4月1日から適用することとしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第57号・八代市職員退職年金等支給条例等の一部を改正する条例の一部改正について

は、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(中村和美君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため小会します。

(午前 11 時 22 分 小会)

(午前 11 時 23 分 本会)

◎議案第 58 号・八代市支所及び出張所設置条例の一部改正について

○委員長(中村和美君) 本会に戻します。

次に、議案第 58 号・八代市支所及び出張所設置条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○泉支所長(松本康祐君) 皆さん、こんにちは。(「こんにちは」と呼ぶ者あり) 泉支所長の松本でございます。

本委員会に付託されました議案のうち、議案第 58 号・八代市支所及び出張所設置条例の一部改正につきまして、地域振興課長の岩田より御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○泉支所地域振興課長(岩田 剛君) 皆様、こんにちは。(「こんにちは」と呼ぶ者あり) 泉支所地域振興課、岩田でございます。よろしくお願いいたします。恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。

○委員長(中村和美君) はい、どうぞ。

○泉支所地域振興課長(岩田 剛君) 議案書は 97 ページからになりますが、説明につきましては、右肩に泉支所地域振興課と記載された議案第 58 号関係資料に基づき行いますので、よろしく申し上げます。

まず、1、改正理由でございます。泉支所庁舎の老朽化に伴い、現在の庁舎から振興センターいずみ内に移転することで住所地が変わるため、条例に規定されております泉支所の位置の

改正を行うものであります。

次に、2、改正内容でございます。八代市支所及び出張所設置条例、新旧対照表、別表第 1 (第 2 条関係) に記載のとおり、八代市泉町柿迫 3131 番地から、八代市泉町柿迫 3188 番地 2 と改めるものでございます。

続きまして、3 の施行日につきましては、開所日である令和 7 年 8 月 4 日といたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長(中村和美君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) なければ、これより採決いたします。

議案第 58 号・八代市支所及び出張所設置条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(中村和美君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため小会します。

(午前 11 時 26 分 小会)

(午前 11 時 26 分 本会)

◎議案第 62 号・八代市議会議員及び八代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

○委員長(中村和美君) 本会に戻します。

次に、議案第 62 号・八代市議会議員及び八代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明

を求めます。

○選挙管理委員会事務局事務局長（公平委員会事務局長併任）（橋口伸一君） こんにちは。

（「こんにちは」と呼ぶ者あり）選挙管理委員会事務局の橋口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。恐れ入りますが、着座にて御説明申し上げます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○選挙管理委員会事務局事務局長（公平委員会事務局長併任）（橋口伸一君） 議案第62号・八代市議会議員及び八代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてでございます。

議案書は（その2）の1ページになります。

説明資料は、右肩に令和7年6月19日、総務委員会、議案第62号に記載しています資料を使って御説明申し上げます。

まず、改正の理由についてです。公職選挙法施行令に規定する公費負担の単価については、国において3年に一度の参議院議員通常選挙の年に、その基準額の見直しをされることが通例となっております。

最近における物価の変動等に鑑み、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、公営に要する経費に係る限度額を引き上げる公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和7年6月4日に公布、施行されました。

それに伴い、同施行令に規定する額を準用している八代市議会議員及び八代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正を行うものです。

次に、改正の内容でございます。まず、選挙運動用のビラの公費負担単価の限度額について、1枚当たり8円38銭に引き上げるものでございます。候補者が印刷業者と契約した単価に枚数を掛けた額を印刷業者へ市がお支払いすることとなります。

なお、枚数は公職選挙法で規定する選挙運動

用ビラの頒布の限度枚数と同じ、市議会議員選挙で4000枚、市長選挙で1万6000枚が限度となります。

次の選挙運動用ポスターについて、印刷費をポスター掲示場の数が500以下の場合、ポスター1枚当たり586円88銭、ポスター掲示場の数が500を超える場合、ポスター1枚当たりの加算額を30円73銭に引き上げます。

なお、企画費については、今回は据置きとなっております。

公費負担額の計算式は記載のとおりで、単価の限度額はポスター掲示場の数で変わります。

候補者が印刷業者と契約した単価、負担単価の限度額は計算式で算出した額となりますが、その単価と枚数を掛け合わせた額を印刷業者へ市がお支払いすることとなります。

なお、限度枚数はポスター掲示場の数となります。

次のページの新旧対照表に条例の改正箇所を掲載しております。

最後に、施行の期日は公布の日からとしており、公布の日以降その期日を告示される選挙について適用することとしております。

令和7年8月31日に執行いたします八代市長選挙及び八代市議会議員一般選挙では、改正後の額にて公費負担を行いたいと考えております。

なお、改正に伴います予算の影響につきましては、令和7年度当初予算にて既に対応済みでございます。

御説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（山本敬晃君） このポスターの費用というのは、もう作成費のみになるんですね。

○選挙管理委員会事務局事務局長（公平委員会

事務局長併任）（橋口伸一君） 作成費、企画費の部分も含めた部分での作成費となります。

○委員（山本敬晃君） なんかですね、ダイレクトメールといいますか、広告でこの業者が、作成費とポスターを掲示するサービスも含めて、なんかこう、そういった広告されてるところがあつて、そういったのは問題はないんですか。

○選挙管理委員会事務局事務局長（公平委員会事務局長併任）（橋口伸一君） あくまで施行令及び本市の条例におきましては、あくまで作成の費用の部分のみになっていると解釈しております。

○委員（山本敬晃君） じゃあ、業者がその作成をして、その業者が自分たち、その業者のほうで貼ってもらう分には、それは業者、何も問題はない。業者は作成費しかもらってないんだけど、その業者がポスターを貼るサービスまで、サービスというか、そういったこともやってる、それはもう問題はないってことでいいんですか。

○選挙管理委員会事務局事務局長（公平委員会事務局長併任）（橋口伸一君） 貼る費用とポスターを作成する費用とは、別に契約されての対応になるかと思えます。その貼る作業を委託される分については、特に問題はないかというふうに思っています。ただ、公費負担の額につきましては、あくまでその作成費用部分にのみとなります。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（高山正夫君） ちなみに、掲示板500件とありますが、八代はどれぐらいですか、枚数。

○選挙管理委員会事務局事務局長（公平委員会事務局長併任）（橋口伸一君） 予定してますのは404か所を予定しております。

○委員長（中村和美君） いいですか。ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第62号・八代市議会議員及び八代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会します。

（午前11時33分 小会）

（午前11時34分 本会）

◎発議案第3号・八代市花いっぱい条例の制定について

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、当委員会に付託となっております発議案第3号・八代市花いっぱい条例の制定についてを議題といたします。

提案理由については、去る6月13日に堀口議員より説明があつたとおりですが、本委員会に賛同議員がおられますが、何か補足説明等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 小会します。

（午前11時34分 小会）

（午前11時35分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

花いっぱい条例の制定については、いかがいたしましょうか。

○委員（野崎伸也君） ぜひ採決いただければと思います。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ただいま、各委員から採択を求める意見がありましたので、これより採決いたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

発議案第3号・八代市花いっぱい条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎陳情第5号・公共施設におけるキッズスペース設置について

○委員長（中村和美君） 次に、請願・陳情の審査に入ります。

審査に入ります前に、郵送にて届いております要望書については、タブレット端末にて御確認願います。

今回、当委員会に付託となっておりますのは、新規の陳情2件です。

それでは、まず陳情第5号・公共施設におけるキッズスペース設置についてを議題とします。

要旨は、文書表のとおりでございますが、念のために書記に朗読させます。

（書記、朗読）

○委員長（中村和美君） 本陳情について御意見等ありませんか。よろしいですか。

じゃあ、皆さん方の御意見を。

○委員（野崎伸也君） すばらしい御提案っていうふうに私は思いますので、ぜひ採決して採択していただければなというふうには思います。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（高山正夫君） 私も内容的には全く問

題ないんですけど、ただこの設置に当たつてのですね、予算等いろんな、それと例えばその場所が安全であるとか、そういった責任もありますので、私は継続審議でお願いしたいと。

○委員長（中村和美君） 今、賛成と継続審議というのがありました、ほかございませんか。

○委員（太田広則君） 継続ちゅうのもありましたが、八代市の置き畳を使って安全性が確保できれば、私は設置していいんじゃないかなというふうに思っております。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（太田広則君） 私のは、条件として置き畳敷きという意味です。

○委員長（中村和美君） それでは、太田委員はよろしいんですね、置き畳の。

○委員（太田広則君） はい。

○委員長（中村和美君） ほかはありませんか。

○委員（山本敬晃君） 私も一般質問等で何度も要望してきてますので、ぜひ採決をお願いいたします。

○委員長（中村和美君） ほか。

○委員（谷川 登君） ちょっと確認ですけど、3つの市役所の例が書いてありますけども、本市においては庁舎1階ということで御理解してよかですか。そのスペース、場所。

○委員長（中村和美君） でしょうね、文書から見ると。（「それを考えるのは役所」と呼ぶ者あり）

○委員（谷川 登君） 今、2階かな、たしか。1階で庁舎内っていうことで、畳がですね。

○委員長（中村和美君） 小会します。

（午前11時42分 小会）

（午前11時43分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

○委員（谷川 登君） 先ほどお話の中で、説明は分かりましたけれども、よその市役所では、キッズスペースが置いてありますが、今回の場所、子供たちがこう、安心して遊べる場所をですね、畳を使ったりいろいろしなければいけませんけれども、2メートルの5メートルということで、よその市役所ありますが、本市においては1階庁舎に置かれるのか、ちょっと確認したいと思います。

○委員長（中村和美君） それでは、担当部署を呼んでもよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それでは、小会します。

（午前11時44分 小会）

（午前11時45分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

それでは、本件に関し、執行部からの説明を求めます。

○財産経営課長（上村勝一君） ただいまの本庁舎のほうには、キッズスペースはございませんでしたが、陳情をいただきまして、一応親子が一休みできるスペース、そういったものを検討した結果としまして、現在、子供さんをお連れで、見守りができる方などに御利用していただけるように、市民交流エリアの1階部分の自動販売機の前に、簡易ではございますが、置き畳、畳のベンチを並べまして、休息所として使用いただけるように対処しているところでございます。

ただ、今庁舎の1階のほうにキッズスペースかどうかということでお話あったかと思いますが、一、二階の窓口ロビーにおいては、配置場所を考えたとき、窓口カウンターの近くなど、人が多く往来される場所にはキッズスペースの設置は難しいものと考えております。

ほかの自治体さんのですね、こちらのほうに

3自治体があったかと思いますが、子供の声にストレスを感じる方からクレームもあったということもありましたので、現時点では親子が休息できるように、冷水機やトイレも近くにある市民交流エリアのほうに休息所を設置したところでございます。

○委員長（中村和美君） よろしいでしょうか。

○委員（谷川 登君） 1階にキッズスペースが取れるということで、ぜひ子供たちが、安心して見守られて楽しくすくすくと遊ばれるようなスペースをつくっていただいて、ぜひ頑張っていたきたいというふうに思っております。

○委員長（中村和美君） ほかに本件について質疑、御意見等ありませんか。

○委員（高山正夫君） 今交流エリアって、言われましたけど、それキッズスペースとはまた全然違うものなんですよ。

○財産経営課長（上村勝一君） あくまでも簡易的な休息所として設置しましたもので、今後は、その利用状況を加味しながら、お客様の利用状況を注視しながら、対応を検討していきたいと思っております。

○委員長（中村和美君） よろしいでしょうか。

○委員（山本敬晃君） 先ほどの説明の中で、各市役所、この3つの市役所の中でのいろんな声があったということで、子供のいろんな声に対してストレスを感じる方がいるというクレームがあったと、そのクレームを踏まえてっていうことは、本市としてはそのクレームが筋が通っているというか、それは本市じゃそのクレームをちゃんと受け止めてそういう対応をしたっていうことでいいんですか。ベビーファースト宣言されてるので、さっきの発言、ちょっとどうかかなと思ってるんですけど、その認識を伺えればと思います。

○財産経営課長（上村勝一君） お子様連れの

方に、一応庁舎内のほうではベビーベットのあたりは窓口のほうに設置をさせていただいていますが、各年代、本庁舎のほうには年代様々な方が来庁されますので、そういった御心配も、尋ね聞いたところでもございましたので、今のところは窓口の近くというわけではなくて、市民交流エリアのほうに設置させていただいたところの理由としまして、そこを加味しておりますというところで御説明をさせていただいたところでございます。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

それでは、ほかありませんか。

○委員（高山正夫君） 今の話は、新庁舎内の話だけですか。例えば支所とかコミセンも書いてありますので、コミュニティセンターとか、そういったところにキッズスペースができるような場所というか、そういうのがあるのかどうかですね。そういうのは調査とかされてないんですか。

○財産経営課長（上村勝一君） 公共施設全てのほうの陳情を上げられておるわけなんです、一応それぞれの各施設において、目的とか用途とか配置、それぞれあるかと思っておりますので、そこについては御判断いただくのはそれぞれの施設の各所管課、施設管理者のほうになるかと思っておりますので、私のほうから回答は控えさせていただければと思います。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（山本敬晃君） 私の認識としては、今いろいろ、この県内でも、自治体が新庁舎ですね、やっぱり地震があって建てられたところで、最初にもともともうキッズスペースの場所を設けられてるんですよ。その中で、本市は設けてなかったわけですね。だから、ちょっとその認識をやっぱり変えてもらわんと、ベビーファースト宣言もされましたし、新庁舎建設に当たっては、そのときはキッズスペースをちゃんと設置はできてなかったけども、ベビー

ファースト宣言したということで、今後しっかり公共施設にやっぱりそれを設置をしていくという方向性を示していただきたいなというふうに思いますけども、その認識はいかがですか。

○財産経営課長（上村勝一君） 今、確かにおっしゃられるとおりでございまして、子供さんの支援策として、いろいろキッズスペース必要になってこうかと思っておりますので、この今の市民のほうからのお声あたりもちゃんとうちの窓口とか、そういったところでも拾い上げながら検討を進めていければなと思っております。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 小会します。

（午前11時51分 小会）

（午前11時53分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

ほかに質疑、御意見等ありませんか。

○委員（高山正夫君） 最初、冒頭ですね、私のほうでは継続審議ということをおっしゃっていましたが、今いろいろ所管もちょっと説明いただきましたので、採択のほうでお願いしたいと思います。

○委員長（中村和美君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

陳情第5号・公共施設におけるキッズスペース設置については、採択と決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本陳情は採択とすることに決しました。

ただいま採択と決しました本陳情については、これを市長に送付の上、その処理の経過並びに結果について、報告を求めることにいたします。

が、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 御異議なしと認め、
そのように決しました。

◎陳情第7号・八代市による財政説明会の開催 について

○委員長（中村和美君） 次に、陳情第7号・
八代市による財政説明会の開催についてを議題
とします。

趣旨は文書表のとおりですが、念のために書
記に朗読させます。

（書記、朗読）

○委員長（中村和美君） 本陳情について、御
意見等ありませんか。

○委員（太田広則君） 今、市報に必ず歳入と
かですね、グラフ化されて掲載されてるかと思
います。それに対して、市民から何か問合せが
あってるのかも含めて、執行部の説明を
聞きたいんですけど、よろしいでしょうか。

○委員長（中村和美君） ただいま、本件に関
して執行部に説明を求めるとの意見が出まし
た。本件について、執行部からの説明を求める
ことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 御異議なしと認め、
執行部に説明を求めることといたします。

小会します。

（午前11時59分 小会）

（午後0時01分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

それでは、本件に関し、執行部からの説明を
求めます。

○財政課長（草西亮介君） 皆様、こんにち
は。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）財政課の
草西と申します。どうぞよろしくお願いいたし
ます。すみません、座って説明させてもらって

よろしいでしょうか。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○財政課長（草西亮介君） 先ほど太田委員さ
んの御質問で、市報に予算等を載せた場合に、
市民の方からお問合せが来ているかどうかとい
うことにつきましてですけれども、6月号のほ
うで市報のほうは予算を掲載させていただいて
おりますけれども、市民の方からのお問合せと
いうのは、特に財政状況についてというお問合
せはございません。

事業の内容とか、この事業は何でしょうかと
いうものはございまして、やはり担当課におつ
なぎしたりとかはございました。

そのほか、今周知の方法として、ちょっと御
紹介をさせていただきますと、広報やつしろの
ほうで、6月号で当初予算を掲載させていただ
いて、12月号で決算に関する情報を載せさせ
ていただいております。

そして、ホームページでも財政事情につつま
して、年2回、6月と12月に公表させていた
だいております。あとまた決算を基に財政
状況資料というのをつくりまして、それを公表
をさせていただいております。それを3月に公
表させていただいております。

そしてまた、当初予算と補正予算の概要をず
っと公表させていただいたり、財政見通しにつ
いても財政計画のほうをもう公表させていただ
いているというような、周知についてはそのよ
うな取組を行っているところでございます。

以上でございます。

○委員（太田広則君） 今、執行部のお話を聞
きまして、丁寧に、細かくやられてるなという
印象でございます。

○委員長（中村和美君） ほかがございませ
んか。

○委員（高山正夫君） 今広報紙とホームペ
ージというところでお伺いしましたが、例えば
市長が巡回して回る、各地域での、こういった

ところで財政情報っちゅうのは話に出ますかね。

○財政課長（草西亮介君） 市政懇談会のことかと思いますが（委員高山正夫君「ああ、そう」と呼ぶ）その中では、たしか記録を見た中では、そこまで特にこう、そこについてのお尋ねはなかったように記憶しております。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（野崎伸也君） 役所のいろんなことについて、例えば、何でしょう、うちに来てからちょっとお話し、説明してくれんかとかいろいろあるじゃないですか、公民館に来てからとか、そういう中では、財政についてとかっていうメニューはあるんですか。

○財政課長（草西亮介君） 今お尋ねの件ですけども、まちづくり出前講座というのがございまして、最近がなかったものですから昔を調べましたら平成19年度に2回だけというところがございまして、その後は御利用がないような状況でございますので、はい。

○委員（野崎伸也君） メニューとしては、要望があれば行けるっていう話ですか。

○財政課長（草西亮介君） はい、そのように対応させていただきます。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） どのように決するか、各委員の皆様方。

○委員（太田広則君） この陳情書の趣旨は了とするんですけれども、複数回の開催とかそういったことを、この一定間隔の頻度を設けてとってすると、非常に私は執行部の方が大変な状況もうかがえるものですから、私はここは継続審議でお願いしたいなというふうに思います。

○委員長（中村和美君） という太田委員からは継続審査ということでございますが、ほかの議員さん、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それでは、よろしいでしょうか、採決いたしたいと思います。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

陳情第7号・八代市による財政説明会の開催については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

執行部は退室をお願いします。

それでは、以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長（中村和美君） 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査について、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りします。

当委員会の所管事務調査2件及び陳情1件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 御異議なしと認め、
そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって総務委員会を散会いたします。

（午後０時０８分 閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定に
より署名する。

令和７年６月１９日

総務委員会

委員長